

監査公表第28号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月27日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公印省略)

監査種別

出資団体監査
公の施設の指定管理者監査

監査結果の措置対象

出資団体、指定管理者	有限会社つくで手作り村
指定管理施設	新城市つくで手作り村
所管課	作手総合支所 地域課

監査結果報告年月日

令和8年2月10日

監査結果に対する措置通知年月日

令和8年3月13日

講じた措置等の内容

【有限会社つくで手作り村】

《指摘事項》

備品台帳を含め財産台帳が整理されていない状況が続いている。時を置かず早急に整理されたい。

《是正措置内容》

作手地域課職員とつくで手作り村職員にて台帳の付け合わせと現地確認を実施し、台帳の整理を行いました。今後は、備品等の加除が発生した際は、市担当課へ連絡し適切に管理するよう努めてまいります。

《意見》

従業員の高齢化と人員不足が課題となっている。人材派遣なども活用して人材不足の解消に取り組んでいただきたい。

《措置内容》

現在、人材不足の解消に向けて「タイミー」を活用しています。タイミーを利用し

て来てくれた方に対して適切な指導を行い、業務の効率化を図っています。今後も運営に支障が出ないように、継続して人材の育成に取り組んでまいります。

【作手総合支所地域課】

《指摘事項》

維持管理費負担金について、協定書の定めに従って適切に請求を行われたい。

《是正措置内容》

協定書を再確認すると共に、請求管理・確認体制の徹底、業務手順書及び引継ぎ体制の見直しを含め、正確かつ適切な運用に努めてまいります。

《意見1》

指定管理料については、協定書に前金払いの規定があるので、有限会社つくで手作り村の資金繰りを考慮して、必要に応じ行われるよう検討されたい。

《措置内容》

協定書を再確認すると共に、有限会社つくで手作り村との連絡調整を図りながら、業務手順書及び引継ぎ体制の見直しを含め、正確かつ適切に計画的な処理を徹底してまいります。

《意見2》

従業員の人員不足については、市としても支援に努められたい。

《検討状況》

道の駅と連携しながら情報共有を促進する仕組みを構築することで、支援をしてまいります。